

生前退位 特措法で可能 政府答弁書

政府は7月の閣議で、天皇陛下が意向を示された「生前退位」を可能にする法整備について、皇室典範の改正により、特別措置法を制定でも可能とする答弁書を決定した。皇位継承を「皇室典範で定める」とし

た憲法22条の「皇室典範」には「現行の皇室典範のみならず、その特例や特則を定める別法も含み得る」と指摘した。

政府は生前退位を可能にすべく、同様の解釈を示していた。また答弁書は政府が設置した有識者会議について、「退位」の問題を含めて、「退位」の問題を含め、官房の内閣官房の衆院予算委員会である法律の特例、特則を別の法律で規定する」と予断を持つことなく議論を進めようとした」とした。民進党の栗野總一郎衆院議員の質問主意書に答えた。